

ハッ場ダム住民訴訟通信-66

2011年1月25日発行

ハッ場ダムの検証を“密室”で行わせてはならない。

科学的で公正な検証を求め、そして中止へ。茨城の会は戦います。

1月17日、本年初の茨城の会幹事会が開かれました。テーマは昨年10月にスタートした「ハッ場ダム検証検討会議」への対策。既にお知らせしましたように、この検証の場は、これまでハッ場ダムを推進してきた関東地方整備局と1都5県並びに関係市町村という、いわばダム事業者の集まり。とても科学的で公正な検証検討ができるとは思えません。

私たちには6年間裁判で蓄積したデータがあります。行政と司法が暗黙のタッグを組んで我々を敗訴に追い込んだ“判決の無理”が破たんし追いつまれています。

私たちは真実を手にかけています。この真実をもって市町村議会、県議、そして知事に働きかけます。私たちは市民に選ばれた「選良」を信じます。これまでの経緯を越え、既得権、党利派略を越え、“真実に目をつぶらぬ”政治を期待しています。

“判決の無理”は皮肉にも真実に光をあてました。私たちは真実を手にかけて戦います。負けません。

2009年6月30日、真実を黙殺した水戸地裁の“判決の無理”は、無理なるがゆえに破たんし、真実は光を放ち始めました。以下ご紹介します。

① 利根川の基本高水每秒22000トンの疑惑発覚。

ハッ場ダムをつくるため、当初17000トンといわれたカスリーン台風の洪水を、国は強引に22000トンに嵩上げしました。しかし、弁護団の調査と情報公開によって捏造の疑惑が明るみに出ました。高橋利明統一弁護団長が著した同封のパフレットを是非お読みください。

「カスリーン台風が再来しても、八斗島地点每秒1万6750m³だから、ハッ場ダムは要らない」

② 基本高水の計算の基礎「飽和雨量」の捏造疑惑。

飽和雨量とは、降り出した雨が地中にしみ込み、もうこれ以上はしみ込まない、後は地表を流れる。というところまでの雨量をいいます。つまり地中に貯めこめる雨量です。国はこれまで利根川の観測地点「八斗島」の上流地域の飽和雨量を48mmとしてきました。これに疑問を持った私たちは拓殖大学の関良基准教授に精査を依頼、関准教授は「これは禿山の数値で実際は100mm以上の値になる」と解明しました。このことは有識者会議の鈴木雅一東大大学院教授の指摘を生み、衆院予算委員会での自民党河野太郎議員の質問に及んで、馬淵大臣(当時)は、これまでの誤りを正すべく、基本高水計算を根本から見直すよう指示するに至りました。現在弁護団はハッ場裁判とは別に「情報公開請求訴訟」を行い真実の確定に挑んでいます。

③ 県内32市町村長も県企業局も認める水余り。

既報のように県南・県西・県央の32市町村の首長が揃って「水道用水供給事業料金見直し」の要望書を知事に提出しました。趣旨は「水需要は減少し人口も減少期に入った。これから水道料金収入は減るばかりだから県の供給価格を下げて欲しい」というもの。裁判で県側が主張した「水需要は伸びる」が、足元の市町村から悲鳴となって否定されました。

④ 供給価格を下げるには水源開発からの撤退が必要。でも供給維持契約があるから出来ない。

上記の供給価格引き下げ要求に、県企業局幹部の発言です。どんなに下げたくても、水余りでも市町村と結んだ維持契約がある以上、水源開発からは撤退できない。ハッ場ダムなどが完成すれば、その維持費や減価償却費がのしかかってくる。今の料金の維持だって覚束ない。というものです。

**私たちは 32 市町村議会へお願いします。橋本知事に要望書を提出します。
これだけの真実を踏みにじったら、議会も知事も民主主義の敵になります。**

これまで挙げた数々の真実をまとめ、私たちは「水道用水供給事業料金見直し要望書」を提出した 32 市町村議会へ請願をいたします。首長が求めた料金の値下げと、そこから見えてきた「過大な契約水量」「水道料金を押上げる水源開発」をどうするのか。議会の良識に問いかけます。その上で橋本県知事への意見書の提出を求めます。橋本知事には同趣旨の要望書を提出します。

あなたの市の町の村の議会を注目してください。

請願を提出する市町村議会は次のようになります(順不同)。

県西：土浦市 古河市 石岡市 結城市 下妻市 常総市 筑西市 坂東市 かすみがうら市
桜川市 つくばみらい市 八千代町 堺町

県南：牛久市 取手市 竜ヶ崎市 つくば市 守谷市 稲敷市 利根町 河内町 阿見町 美浦村

県央：水戸市 ひたちなか市 笠間市 那珂市 小美玉市 常陸大宮市 茨城町 大洗町 東海村

これらの市町村議会議員、県会議員へは請願や要望を正しく理解していただくため、請願書・要望書と添付する資料を送ります。果たして議会は動くのか。市民の目で見つめてください。

広く市民にアピールします。真実を共有することでハッ場ダムを止めます。

大切なのは主権者である茨城県民、市町村の住民が真実を知ることです。私たち茨城の会をはじめとする 1 都 5 県の市民は不当判決を乗り越えて戦ってきました。その不屈の市民力が、権力が隠ぺいする真実を掘り起こし、捏造を暴きました。ここで行政を立法を司法を正さねば、私たちの民主主義は果てしない闇に閉されてしまいます。集会を企画してください。シンポジウムを開いてください。私たちは何処へでもまいります。是非声をお掛けください。

事務局には集会で上映する映像(DVD)があります。ご活用ください。

- ・保坂展人製作「ハッ場ダムはなぜ止まらないか」43分
- ・1 都 5 県訴訟 6 周年集会の特別講演

関良基拓大准教授「ハッ場ダムより緑のダム、利根川に果たす森林の役割」45分

高橋利明弁護士「八斗島地点毎秒 1 万 6750m³ だから、ハッ場ダムは要らない」30分

■ハッ場ダムシンポジウム「仮：ハッ場ダムはなぜ迷走する」

利根川の洪水流量捏造の歴史。森林の保水力をゼロとする行政と御用学者。諸々解明します。

日時：3 月 26 日(土)午後 場所：戸頭集会所(予定)

パネリスト：嶋津暉之さん他、

主催：利根川の水と自然を守る取手連絡会・ハッ場ダムをストップさせる茨城の会

詳細は後日お知らせいたします。ご予定に入れてください。

第 3 回ハッ場ダム控訴審進行協議

日時：2 月 1 日(火)午後 3 時 30 分

場所：東京高等裁判所第 10 民事部

今回から原告以外の人でも参加できます。裁判官と同じテーブルにつく経験をしてみませんか。

交通：地下鉄千代田線「霞が関」A-1 出口 1 分。集合：3 時 10 分、裁判所 1 階ロビー

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768